

令和4年第2回神奈川県議会定例会

提 出 議 案 説 明 資 料

(6 月 14 日 提 案 分)

神 奈 川 県

目 次

ページ

1	令和4年第2回神奈川県議会定例会（6月14日提案分）提出議案件数調	1
2	令和4年度6月補正予算会計別集計表	1
(1)	令和4年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書	2
(2)	令和4年度神奈川県特別会計6月補正予算局別財源調書	2
3	令和4年度6月補正予算の内容	3
4	地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	4
5	神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	5
6	住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要【政策局】	6
7	神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	7
8	職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	8
9	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	9
10	収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	10
11	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	11
12	神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	12
13	退職手当に関する処分に対する審査請求についての概要【総務局】	13
14	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要【総務局】	16
15	ウクライナ避難民への支援について【国際文化観光局】	17
16	中小規模事業者への支援について【環境農政局】	18
17	農業者への支援について【環境農政局】	19
18	畜産業者等への支援について【環境農政局】	20
19	農業水利施設への支援について【環境農政局】	21
20	きのこ生産者への支援について【環境農政局】	22
21	漁業者への支援について【環境農政局】	23
22	令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【環境農政局】	24
23	神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要【環境農政局】	25

24	大船フラワーセンターの指定管理者の指定の概要【環境農政局】	27
25	生活困窮者等への支援について【福祉子どもみらい局】	28
26	かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の活用について 【福祉子どもみらい局】	32
27	新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について 【福祉子どもみらい局】	33
28	新たな子育て家庭支援の基盤整備について【福祉子どもみらい局】	34
29	令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局】	35
30	民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要【福祉子どもみらい局】	36
31	三浦しらとり園の指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	37
32	芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	37
33	津久井やまゆり園の指定管理者の指定の概要【福祉子どもみらい局】	38
34	新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の整備について【健康医療局】	39
35	生活困窮者等の相談体制の強化について【健康医療局】	40
36	生活衛生関係営業者への支援について【健康医療局】	41
37	医療機関看護職員確保・育成支援事業費について【健康医療局】	42
38	神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要【健康医療局】	43
39	地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可の概要【健康医療局】	44
40	中小企業・小規模事業者への支援について【産業労働局】	45
41	地域公共交通事業者への支援について【県土整備局】	47
42	令和4年度6月補正予算公共事業等の内容【県土整備局】	48
43	令和4年度県営住宅事業会計6月補正予算の内容【県土整備局】	49
44	神奈川県道路公社定款の変更の概要【県土整備局】	51
45	県立特別支援学校における給食費等の負担軽減について【教育委員会】	52
46	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要 【教育委員会】	53
47	令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部】	54
48	神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	55
49	神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要【警察本部】	56
50	警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約の内容【警察本部】	57
51	動産の取得の内容【警察本部】	58

1 令和4年第2回神奈川県議会定例会（6月14日提案分）提出議案件数調

(1) 予 算

区 分	件 数
一 般 会 計	1
特 別 会 計	1
企 業 会 計	—
合 計	2

(2) 条例その他

区 分	件 数		
	その3	その4	計
条 例 の 改 正	15	1	16
工 事 請 負 契 約 の 締 結	1	—	1
動 産 の 取 得	1	—	1
指 定 管 理 者 の 指 定	4	—	4
そ の 他	3	—	3
合 計	24	1	25

2 令和4年度6月補正予算会計別集計表

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	今回補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,344,859,000	25,167,563	2,370,026,563
特 別 会 計	2,116,248,954	235,285	2,116,484,239
企 業 会 計	157,477,830	—	157,477,830
合 計	4,618,585,784	25,402,848	4,643,988,632

(参考) 前年度(令和3年度)の状況

(単位 千円)

会 計 別	前回までの累計額	6月補正額	合 計 額
一 般 会 計	2,238,743,184	97,919,322	2,336,662,506
特 別 会 計	2,047,484,222	—	2,047,484,222
企 業 会 計	149,343,809	—	149,343,809
合 計	4,435,571,215	97,919,322	4,533,490,537

(1) 令和4年度神奈川県一般会計6月補正予算局別財源調書

(単位 千円)

局 別	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	寄附金	繰入金	諸 収 入	県 債	一 財 源		
国際文化 観光局	7,560	7,560										
環境農政局	1,893,372	1,893,372										
福祉子ども みらい局	10,960,629	10,431,880					408,914				119,835	
健康医療局	3,013,636	2,833,636					180,000					
産業労働局	8,928,601	8,928,577						24				
県土整備局	351,054	351,054										
教 育 局	12,711	12,711										
小 計	25,167,563	24,458,790					588,914	24			119,835	
							119,835				△ 119,835	その他 特定収 入
合 計	25,167,563	24,458,790					708,749	24				

(2) 令和4年度神奈川県特別会計6月補正予算会計別財源調書

(単位 千円)

会 計 名	予 算 額	財 源 内 訳									備 考	
		国 庫 支出金	分担金 及 び 負担金	使用料 及 び 手数料	財 産 収 入	繰入金	事 業 収 入	諸 収 入	県 債	繰越金		
県営住宅 事業会計	235,285	7,788				212,497			15,000			
合 計	235,285	7,788				212,497			15,000			

3 令和4年度6月補正予算の内容

国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」に対応し、県民生活や県内経済への影響を緩和するための対策を講じるとともに、コロナ対策など当初予算編成後の状況の変化により早急に補正を要するものについて、補正予算措置を講ずる。

(1) 総合緊急対策対応分

ア 生活困窮者等生活者支援	15,302,906千円
イ 中小企業・小規模事業者等への支援	6,379,993千円
ウ ウクライナ避難民への支援	7,560千円

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

ア 医療提供体制の整備及び感染防止対策	2,537,410千円
イ かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金活用事業	396,748千円

(3) その他

ア 新たな子育て家庭支援の基盤整備	542,946千円
イ 県営住宅整備事業費（県営住宅事業会計）	235,285千円
ウ 債務負担行為の再設定	
(ア) 津久井警察署新築工事費【債務負担行為の設定】	限度額 695,245千円
(イ) 民間活力導入型交番新築工事費【債務負担行為の設定】	限度額 460,345千円

【議案（条例その他 その3） 1～2頁 定県第45号議案】

4 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の控除対象期間を更新するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人のうち、8法人について、控除対象期間を更新するなど、所要の規定の整備を行う。（別表関係）

(3) 施行期日

令和4年8月1日。ただし、主たる事務所の所在地の変更については、公布の日。

【議案（条例その他 その3） 3頁 定県第46号議案】

5 神奈川県議会議員及び神奈川県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、県議会議員及び県知事の選挙における自動車の使用、ビラ及びポスターの作成費用の公費負担に関し、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 自動車の使用に係る公費負担の限度額引上げ（第4条関係）

区 分		改正前	改正後
一般運送契約（ハイヤー方式）		64,500円	64,500円(変更なし)
一般運送契約以外の契約			
	自動車借入れ	15,800円	16,100円
	燃料供給	7,560円	7,700円
	運転手雇用	12,500円	12,500円(変更なし)

イ ビラ作成に係る公費負担の限度額引上げ（第5条の4関係）

区 分		改正前	改正後
5万枚以下の場合	1枚当たり	7円51銭	7円73銭
5万枚を超える場合	1枚当たり	5円2銭	5円18銭

ウ ポスター作成に係る公費負担の限度額引上げ（第8条関係）

区 分		改正前	改正後
印刷費	ポスター掲示場数が500以下の場合 1枚当たり	525円6銭	541円31銭
	ポスター掲示場数が500を超える場合 1枚当たり	27円50銭	28円35銭
企画費		310,500円	316,250円

(3) 施行期日等

公布の日から施行し、施行の日以後に選挙期日が告示される選挙から適用する。

6 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

住民基本台帳ネットワークシステムに関し、知事が本人確認情報を提供する知事以外の県の執行機関及び事務を追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県教育委員会による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁及び神奈川県公安委員会による道路交通法第102条第4項の医師の診断書の提出等に関する事務を規定する。（別表第3関係）

(3) 施行期日

令和4年10月1日

7 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会の終了に伴い、スポーツ局の業務について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

スポーツ局の分掌事務から「第32回オリンピック競技大会及び東京2020パラリンピック競技大会に関する事項」を削除する。（第5号関係）

(3) 施行期日

公布の日

【議案（条例その他 その3） 6頁 定県第49号議案】

8 職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

国家公務員の例に準じ、育児参加休暇の対象期間を拡大するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

育児参加休暇の対象期間を出産の日以後1年を経過する日まで拡大する。（職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条の5及び学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第12条の5関係）

(3) 施行期日及び経過措置

ア 施行期日

令和4年10月1日

イ 経過措置

改正前の条例により与えられた育児参加休暇については、改正後の条例による育児参加休暇とみなす。

9 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、手数料の名称を変更するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料の名称の変更（別表の2 手数料関係）

ア 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

イ 登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料

ウ 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

エ 変更部分についての登録住宅性能評価機関による審査を受けた長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料

オ 長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継承認申請手数料

(3) 施行期日

令和4年10月1日

10 収入証紙に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

神奈川県手数料条例の一部改正に伴い、手数料を削除するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

神奈川県手数料条例の一部改正に伴う手数料の削除（別表の2 手数料関係）

- ア 教育職員免許状有効期間更新手数料
- イ 教育職員免許状有効期間延長手数料
- ウ 教育職員免許状更新講習修了確認等手数料
- エ 教育職員免許状修了確認期限延期手数料
- オ 教育職員免許状更新講習免除手数料

(3) 施行期日

令和4年7月1日

11 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正等に伴い、建築行為を伴わない優良な既存住宅を長期優良住宅に認定するための申請手数料を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

建築行為を伴わない優良な既存住宅を長期優良住宅に認定するための申請手数料を追加する。（別表の8 県土整備局関係）

(3) 施行期日

令和4年10月1日

12 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

教育公務員特例法及び教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許状の更新制に係る申請手数料の規定を削除するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 手数料の削除（別表の9 教育委員会関係）

- (ア) 教育職員免許状有効期間更新手数料
- (イ) 教育職員免許状有効期間延長手数料
- (ウ) 教育職員免許状更新講習修了確認等手数料
- (エ) 教育職員免許状修了確認期限延期手数料
- (オ) 教育職員免許状更新講習免除手数料

イ その他所要の規定の整備（別表の9 教育委員会関係）

(3) 施行期日

令和4年7月1日

消しを求めて別途審査請求を提起しているが、裁決により取り消された事情等は見当たらないため、条例第 12 条第 1 項第 1 号の「懲戒免職等処分を受けて退職をした者」に該当することは明らかである。

イ 条例第 12 条第 1 項は、懲戒免職処分を受けて退職をした者に対して、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、退職手当の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができると規定しており、その具体的な判断は、任命権者の裁量に委ねられている。

ウ この点、「国家公務員退職手当法の運用方針（昭和 60 年 4 月 30 日総人第 261 号）」では、非違の発生を抑止するという制度目的を踏まえ、懲戒免職を受けて退職をした者に対して、退職手当の全部を支給しないことを原則とし、例外的に「停職以下の処分にとどめる余地がある場合に、特に厳しい措置として懲戒免職等処分とされた場合」、「処分の理由となった非違が正当な理由がない欠勤その他の行為により職場規律を乱したことのみで、特に参酌すべき情状のある場合」、「処分の理由となった非違が過失（重過失を除く。）によるものであり、特に参酌すべき情状のある場合」などに限定して、退職手当の一部を支給しないこととする処分を行うこととしている。警察本部長においては、こうした国の取扱いに準じて具体的な判断を行っている。

エ 本件について、審査請求人が行った非違の内容は、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、逮捕前に、逮捕予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたものと、故意に、現に捜査中の事件の関係者である暴力団組長に対し、捜索前に、捜索予定等の秘匿性の高い捜査情報を漏らしたものと、また、複数回にわたり、暴力団関係者と接触した際に、通達に反して上司に報告を怠っていた上、同暴力団関係者から飲食接待を受けたものなどであり、このことに事実誤認は認められず、反社会的勢力である暴力団関係者との不適切な関係を長期にわたって継続的に続けていることなどから、非違の程度は悪質と言わざるを得ない。これらを考え合わせると、本件は退職手当の一部を支給しないこととする処分にとどめる場合に該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件処分は裁量の範囲内の適法かつ妥当なもので

あり、審査請求人の主張には何ら理由がないから、行政不服審査法第45条第2項により棄却すべきである。

14 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするとともに、育児短時間勤務に係る退職手当の除算率を緩和するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 育児休業の取得回数制限の緩和に伴う改正

(ア) 事前の申し出等、特段の事情なく、原則2回まで育児休業を取得することができることとする。（第3条関係）

(イ) 任期付職員など、任期を定めて採用された職員が、任期の末日まで育児休業をしている場合、非常勤職員と同様に、任期の更新等により再度の育児休業をすることができるものとする。（第3条第6号関係）

イ 子の出生後57日間以内の育児休業の緩和

上記ア(ア)の原則2回までとは別に、子の出生後57日間以内に2回まで育児休業を取得できることとする。（第2条の5、第3条の2関係）

ウ 非常勤職員の育児休業の柔軟化

子が1歳6か月から2歳に達する日まで育児休業をする場合について、配偶者と交替での育児休業を可能にするとともに、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合においては、保育所の利用ができない等の要件のみをもって育児休業を可能とする。（第2条の4第1号及び第4号関係）

エ その他

(ア) 育児短時間勤務をした期間については、退職手当の除算率を6分の1とする。（第23条第2項関係）

(イ) その他所要の改正を行う。（第3条第6号ア及びイ関係）

(3) 施行期日

令和4年10月1日

15 ウクライナ避難民への支援について【国際文化観光局関係】

2款 総務費 9項 国際文化観光費

地域国際化推進費

(1) 目的

ウクライナ避難民が言語に困らず必要な支援を受けられるよう、情報支援等を図る。

(2) 内容

ウクライナ語及びロシア語への翻訳・通訳による情報支援や日本語教育を実施する。

(3) 予算額 7,560千円

16 中小規模事業者への支援について【環境農政局関係】

3款 環境費 1項 環境管理費

省エネルギー対策支援事業費

(1) 目的

中小規模事業者の脱炭素化への取組や原油価格高騰への対応を支援する。

(2) 内容

省エネ診断で提案された設備の導入に対する補助を追加で措置する。

(3) 予算額 20,431千円

17 農業者への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 1項 農業費

⑨ 農業物価高騰対応費補助

(1) 目的

肥料及び燃油等価格高騰の経営への影響を最小限にするとともに、脱炭素に向けた取組を推進する。

(2) 内容

農業者の省エネ機器等の導入及び肥料購入費の負担増に対して補助するとともに、国の施設園芸セーフティネット構築事業への加入に必要な施設園芸農家の積立金に対して補助する。

(3) 予算額 291,909千円

18 畜産業者等への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 2項 畜産業費

⑨ 畜産業物価高騰対応費補助

(1) 目的

畜産業者等へ飼料等価格高騰に対する支援を行う。

(2) 内容

畜産農家の飼料購入費や光熱費の負担増に対して補助するとともに、SDGsの取組としてエコフィードの活用に向け、食品関連事業者と畜産農家等とのマッチングを行う。

また、県内で飼育する豚の5割以上を出荷している神奈川食肉センターにおける光熱費の負担増に対して補助する。

(3) 予算額 916,341千円

19 農業水利施設への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 3項 農地費

⑨ 農地物価高騰対応費補助

(1) 目的

県有土地改良財産を管理している土地改良区等に対し、価格高騰による燃料費や光熱費等の必要経費増加分を支援し、農業水利施設の適切な運営を図る。

(2) 内容

県有土地改良財産の管理者である土地改良区等における水利施設管理費の負担増に対して補助する。

(3) 予算額 379千円

20 きのこ生産者への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 4項 林業費

⑨ 林業物価高騰対応費補助

(1) 目的

きのこ生産者へ燃油価格高騰に対する支援を行う。

(2) 内容

きのこ生産者の燃料費の負担増や省エネ機器導入に対して補助する。

(3) 予算額 13,375千円

21 漁業者への支援について【環境農政局関係】

7款 農林水産業費 5項 水産業費

⑨ 漁業物価高騰対応費補助

(1) 目的

燃油の価格高騰に対して支援を行い、漁業経営への影響の緩和を図るとともに、省エネ機器の導入により、燃油消費量の削減による漁業経営への影響緩和、並びに漁業生産における脱炭素化を図る。

(2) 内容

燃油の価格高騰に伴う漁船の燃料費の増加分や、漁業者の漁船用省エネ型エンジンの導入に対して補助する。

(3) 予算額 650,937千円

22 令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【環境農政局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		
大船フラワーセンター指定管理費	千円 533,776	前年度末までの支出 (見込)額		千円 -		国庫支出金	千円 -
						県 債	-
		当該年度以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	533,776		そ の 他	-
						一般財源	533,776

23 神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

プラスチックに係る資源循環をより一層推進するため、県がプラスチックごみ対策を継続的に推進するための根拠規定や、事業者、県民の責務規定を追加するなど、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 条例の名称等の見直し

資源の循環的な利用等の推進に係る内容の拡充を図ることから、条例の名称を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改める。

併せて、条例の目的に「資源の循環的な利用等の推進」を追加する。
(第1条関係)

イ 県の責務の追加

プラスチックをはじめとする資源の循環的な利用等の推進や美化活動の拡大等を図るため、プラスチック資源循環推進等計画の策定など、県の責務を追加する。(第3条、第3条の2及び第9条の2関係)

ウ 事業者及び県民の責務の追加等

(ア) 地域における美化活動への協力

事業者や県民の責務として、県及び市町村が実施する美化活動の推進に関する施策への協力について追加する。(第4条及び第6条関係)

(イ) ポイ捨て禁止規定に係る例示記載の見直し及び廃棄物の散乱防止

ポイ捨て禁止の対象とするごみの例示として、空き缶、空き瓶等に加えて、「ペットボトル、食品の容器包装、プラスチック製の買物袋」を追加するとともに、ごみを捨てる際の廃棄物の散乱防止に関する規定を追加する。(第7条関係)

エ 産業廃棄物の保管場所の届出の適用除外の拡大

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の7第1項の認定（親会社認定）を受けた複数の事業者が一体として処理を行う場合は、当該産業廃棄物の保管場所については、条例に基づく保管場所の届出を不要とする。(第10条関係)

オ その他

その他所要の規定の整備を行う。(第2条～第6条、第8条、第9条、第12条、第13条及び第14条関係)

(3) 施行期日、経過措置及び事務処理の特例に関する条例の一部改正

ア 施行期日

公布の日。ただし、(2)エについては令和4年8月1日。

イ 経過措置

前項ただし書に規定する規定の施行の日前にこの条例による改正前の神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項又はこの条例による改正後の神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例第10条第1項の規定により届け出られた産業廃棄物の保管であって、同条第2項第5号に該当することとなるものについては、同条第3項及び第4項の規定は、適用しない。

ウ 事務処理の特例に関する条例の一部改正

別表31の2の項中「神奈川県廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」を「神奈川県資源の循環的な利用等の推進、廃棄物の不適正処理の防止等に関する条例」に改め、同項(8)から(10)までの規定中「不適正処理」を「廃棄物の不適正処理」に改める。

24 大船フラワーセンターの指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立大船フラワーセンター条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	大船フラワーセンター
イ 指定管理者	
(ア) 名称	アメニス大船フラワーセンターグループ
(イ) 主たる事務所の所在地	東京都港区三田四丁目7番27号
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

25 生活困窮者等への支援について【福祉子どもみらい局関係】

2款 総務費 11項 青少年費

一部^① 子ども・若者支援事業費

(1) 目的

県内のひきこもり相談窓口を周知するとともに、ひきこもり、不登校等で悩む方やその家族の支援活動の継続を援助する。

(2) 内容

Web広告等を実施するとともに、物価高騰等により活動困難になっているひきこもり等支援団体に対して、協力金を支給する。

(3) 予算額 15,000千円

4款 民生費 1項 社会福祉費

一部^① 配偶者等暴力対策事業費

(1) 目的

深刻化が懸念されるDV被害者等の支援活動の継続を援助する。

(2) 内容

物価高騰等により活動困難になっている女性支援団体に対して、協力金を支給する。

(3) 予算額 1,200千円

4款 民生費 2項 障害福祉費

障害者地域活動支援事業費

(1) 目的

社会情勢の変化を受け、経済的に不安を抱える障がい者の生活を支援する。

(2) 内容

障害者就業・生活支援センターの体制を強化し、積極的な相談対応等を行う。

(3) 予算額 26,362千円

4款 民生費 3項 老人福祉費

一部^① ねたきり・認知症高齢者対策事業費

(1) 目的

物価高騰等により活動困難になっている高齢者団体やケアラー支援団体の活動を支援するとともに、ICTを活用した活動を支援する。

(2) 内容

高齢者団体やケアラー支援団体に協力金を支給するとともに、ICTに精通したアドバイザーを派遣する。

(3) 予算額 118,000千円

4款 民生費 4項 生活保護費

生活福祉資金貸付事業費補助

(1) 目的

生活困窮者の増加に対応するため、休業等により一時的に生活費が必要となった世帯等への支援を行う。

(2) 内容

生活福祉資金の特例貸付を行う県社会福祉協議会に貸付原資等の補助について、追加で措置する。

(3) 予算額 9,358,842千円

一部 ⑨ 生活困窮者自立支援事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により失業や収入減に陥った生活困窮者等に対する支援を行う。

(2) 内容

ビジネスホテルの空室を借り上げ、住居喪失者を一時的に受け入れるとともに、生活困窮者への食糧支援や炊き出し、巡回相談等を実施するNPO団体等へ協力金を支給する。

(3) 予算額 121,841千円

一部 ⑨ 保護施設等感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活困窮者を支援する。

(2) 内容

官民連携によるプラットフォーム設置やNPO法人等の活動を支援する市町村に対して補助等を行う。

(3) 予算額 13,040千円

4款 民生費 5項 児童福祉費

一部 ⑩ 子ども食堂支援事業費

(1) 目的

材料費などの高騰により、活動が困難となっている子ども食堂を支援する。

(2) 内容

食堂運営者へ協力金を追加で支給する。

(3) 予算額 14,000千円

26 かながわ新型コロナウイルス感染症医療・福祉応援基金の活用について
【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 1項 社会福祉費

⑨ 潜在介護職員等復職支援事業費

(1) 目的

感染防止対策の徹底などにより業務が増加している介護職員等の負担を軽減する。

(2) 内容

対象期間内に介護・障害福祉施設の常勤職員として復職した介護職員等に対して奨励金を給付する。

(3) 予算額 90,350千円

⑩ 子ども関連施設感謝・応援事業費

(1) 目的

感染拡大時においても開所するなどの社会的要請を受けた保育所等の子ども関連施設に対し、感謝・応援の気持ちを伝える。

(2) 内容

保育所等子ども関連施設に県産品を贈呈する。

(3) 予算額 126,398千円

27 新型コロナウイルス感染症対策に係る福祉サービスの提供体制の維持について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 3項 老人福祉費

一部 ⑨ 介護施設等感染症対策費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症の重症化リスクが高い高齢者への感染拡大を防止する。

(2) 内容

高齢者施設や介護サービス事業所の従事者向けに、抗原検査キットを配布する。

(3) 予算額 532,650千円

28 新たな子育て家庭支援の基盤整備について【福祉子どもみらい局関係】

4款 民生費 5項 児童福祉費

一部 ⑨ 安心こども交付金事業費

(1) 目的

妊産婦、子育て世帯、子どもへの包括的な支援体制を構築する。

(2) 内容

子育て短期支援施設における専従職員の配置や、一時預かり事業における低所得世帯等に対する利用者負担軽減、児童相談所一時保護所等の定員超過解消などを行う市町村に対して補助する。

(3) 予算額 312,001千円

安心子ども基金積立金

(1) 目的

新たな子育て家庭支援の基盤を早急に整備していくための支援を円滑に実施する。

(2) 内容

国から交付される子育て支援対策臨時特例交付金を安心こども基金に積み立てる。

(3) 予算額 230,945千円

29 令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【福祉子どもみらい局関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追 加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
	千円			千円			千円
津久井やまゆり園 指定管理費	1,535,770	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	1,535,770		そ の 他	1,290
						一般財源	1,534,480
芹が谷やまゆり園 指定管理費	1,614,000	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	1,614,000		そ の 他	2,835
						一般財源	1,611,165
三浦しらとり園指 定管理費	2,408,690	前年度末 までの支出 (見込)額		-	特定 財源	国庫支出金	-
						県 債	-
		当該年度 以降の支出 予定額	令和4年度 ～ 令和9年度	2,408,690		そ の 他	2,100
						一般財源	2,406,590

30 民生委員定数条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

民生委員の一斉改選に合わせ、市町村の実情を踏まえた定数とするため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

12市町における民生委員の定数を増員する。（別表関係）

(3) 施行期日

令和4年12月1日

【議案（条例その他 その3）26頁 定県第63号議案】

31 三浦しらとり園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

三浦しらとり園条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	三浦しらとり園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人清和会
(イ) 主たる事務所の所在地	鎌倉市植木18番地
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

【議案（条例その他 その3）27頁 定県第64号議案】

32 芹が谷やまゆり園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	芹が谷やまゆり園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人同愛会・社会福祉法人白根学園
(イ) 主たる事務所の所在地	横浜市保土ヶ谷区上菅田町 金草沢1749番地
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

33 津久井やまゆり園の指定管理者の指定の概要

(1) 指定の趣旨

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例第3条の規定に基づき、指定管理者を指定するものである。

(2) 指定の内容

ア 施設の名称	津久井やまゆり園
イ 指定管理者	
(ア) 名称	社会福祉法人かながわ共同会
(イ) 主たる事務所の所在地	秦野市南矢名三丁目2番1号
ウ 指定期間	令和5年4月1日から 令和10年3月31日まで

34 新型コロナウイルス感染症対策に係る医療提供体制の整備について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

一部⑨ 重点医療機関等整備運営事業費

(1) 目的

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制の整備を図る。

(2) 内容

ア 重点医療機関（仮設病棟）解体費

県が設置する臨時の医療施設（鎌倉市）の土地が使用期限を迎えるため、解体及び土地の現状復帰を行う。

イ 感染症患者入院医療機関等設備整備費補助（国庫）

新たにコロナ病床を確保する医療機関に対して、仮設病棟の整備等に係る費用を補助する。

(3) 予算額 2,004,760千円

35 生活困窮者等の相談体制の強化について【健康医療局関係】

5款 衛生費 1項 公衆衛生費

こころの健康づくり推進事業費

(1) 目的

原油価格・物価高騰による生活困窮者等のこころの悩みに広く対応する。

(2) 内容

ア こころ・つなげよう電話相談事業費

「こころの健康に関する相談」の電話相談窓口を拡充する。

イ ICTを活用したいのちの相談支援体制整備事業

SNS相談窓口「いのちのほっとライン@かながわ」を拡充する。

(3) 予算額 89,054千円

36 生活衛生関係業者への支援について【健康医療局関係】

5款 衛生費 2項 環境衛生費

⑨ 生活衛生関係営業物価高騰対応費補助

(1) 目的

原油価格・物価高騰の影響を大きく受けている生活衛生関係業者の営業の健全化、衛生水準の維持・向上を図る。

(2) 内容

公衆浴場、クリーニング業、理容業、美容業を営む者が行う省エネ機器等の導入に対して補助する。

(3) 予算額 739,822千円

37 医療機関看護職員確保・育成支援事業費について【健康医療局関係】

5款 衛生費 4項 医薬費

⑨ 医療機関看護職員確保・育成支援事業費

(1) 目的

再就職する看護職員を増やすことにより、医療現場の負担を軽減させ、新型コロナウイルス感染症に対応する医療従事者を応援する。

(2) 内容

看護職員の確保を図る神奈川モデル認定医療機関に対して、奨励金を給付する。

(3) 予算額 180,000千円

38 神奈川県地域医療医師修学資金貸付条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

修学資金の貸付けに関し、キャリア形成卒前支援プランの適用を要件に追加するとともに、新たに脳神経外科を指定診療科に追加するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア キャリア形成卒前支援プランの適用

医師修学資金の貸付を受ける者は、キャリア形成卒前支援プラン（※）の適用に同意することを原則とする。（第2条及び第3条関係）

※ 地域医療を担う意思を有する修学生がその在学期間を通じ、地域の実情を知る機会を確保し、将来地域医療に従事する意識を向上させ、地域医療に携わる自らの職務の方針を定めることができるよう支援することを目的として県が定める計画。

イ 指定診療科の追加

指定診療科に脳神経外科を加える。（第2条関係）

(3) 施行期日

公布の日

39 地方独立行政法人神奈川県立病院機構中期計画の変更の認可の概要

(1) 変更の認可の趣旨

令和4年度診療報酬改定において、保険医療機関及び保険医療養担当規則の一部が改正され、紹介状なしの受診に対する定額負担の額等が変更されたことに伴い、中期計画で規定する選定療養に係る保険外負担の料金について、変更の認可を行うものである。

(2) 変更の認可の内容

評価療養及び選定療養に係る保険外負担のうち、非紹介患者の初診に係る金額及び紹介済患者の再診に係る金額の変更（第9 料金に関する事項の1 診療料等の(1)診療を受ける者の疾病又は負傷につき国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定又は同法第56条第1項に規定する法令により医療に関する給付等が行われる場合の表関係）

(3) 変更期日

地方独立行政法人法第26条第1項の規定による知事の認可の日

40 中小企業・小規模事業者への支援について【産業労働局関係】

8款 商工費 1項 商工総務費

県内消費喚起対策事業費

(1) 目的

物価高騰に伴う消費者の負担を軽減するとともに、消費者の購買意欲を喚起し、県内事業者を支援する。

(2) 内容

キャッシュレス決済時のポイント還元を追加で措置する。

(3) 予算額 5,500,000千円

商業活性化推進事業費

(1) 目的

物価高騰に伴う消費者の負担を軽減するとともに、地域における消費を喚起し、商店街を支援する。

(2) 内容

商店街団体等が実施するプレミアム商品券発行事業に対する補助を追加で措置する。

(3) 予算額 32,856千円

⑨ 貨物運送事業者物価高騰対応費補助

(1) 目的

原油価格・物価高騰等に直面する中小貨物運送事業者を支援し、地域経済を支える重要な社会インフラである物流を維持する。

(2) 内容

燃料価格高騰分の一部を支援する。

(3) 予算額 2,466,523千円

8款 商工費 3項 商工金融費

一部⑩ 信用保証事業費補助

(1) 目的

原油価格・物価高騰等に直面する事業者の資金調達コストを低減する。

(2) 内容

「原油・原材料高騰等対策特別融資」の信用保証料に対する補助を拡充する。

(3) 予算額 929,222千円

41 地域公共交通事業者への支援について【県土整備局関係】

9款 土木費 6項 都市行政費

⑨ 地域公共交通事業者物価高騰対応費補助

(1) 目的

地域公共交通サービスを維持する。

(2) 内容

一般乗合バス事業者やタクシー事業者に対し、燃料価格高騰分の一部を支援する。

(3) 予算額 351,054千円

42 令和4年度6月補正予算公共事業等の内容【県土整備局関係】

(単位 千円、%)

区 分	令 和 4 年 度			4年度/3年度
	当初予算額 A	6月補正予算額 B	6月現計予算額 C	6月現計 予算額比
道路橋りょう	27,278,996	—	27,278,996	101.4
河川海岸	23,176,322	—	23,176,322	106.0
砂防	8,112,097	—	8,112,097	121.2
港湾	697,339	—	697,339	104.4
都市公園	1,566,943	—	1,566,943	104.2
市街地再開発等	1,999,131	—	1,999,131	117.9
鉄道	4,200,998	—	4,200,998	97.3
災害復旧	1,072,000	—	1,072,000	73.2
国直轄事業負担金	13,905,967	—	13,905,967	99.5
一般会計計	82,009,793	—	82,009,793	103.7

県営住宅事業会計	9,073,109	235,285	9,308,394	330.8
----------	-----------	---------	-----------	-------

流域下水道事業会計	5,882,913	—	5,882,913	119.8
-----------	-----------	---	-----------	-------

県土整備局計	96,965,815	235,285	97,201,100	112.0
--------	------------	---------	------------	-------

(事業内容)

- 県営住宅の整備 【予算に関する説明書 23頁】
 PFI方式による県営団地の建替えについて、総合評価一般競争入札により決定した落札事業者の提案を踏まえ、県が支払う必要のある金額を追加で措置する。
 上溝団地（相模原市中央区光が丘）
 追浜第一団地（横須賀市追浜本町）

43 令和4年度県営住宅事業会計6月補正予算の内容【県土整備局関係】

(1) 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 県営住宅事業収入	24,778,194	235,285	25,013,479

(歳出)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			繰越金
				国庫支出金	県債	その他	
1 県営住宅事業費	24,778,194	235,285	25,013,479	7,788	15,000	212,497	—

(2) 歳入の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
国庫補助金	3,350,526	7,788	3,358,314	県営住宅整備事業費補助金
基金繰入金	88,123	212,497	300,620	
県債	5,159,000	15,000	5,174,000	

(3) 歳出の内訳

(単位 千円)

目名	補正前の額	補正額	計	説明
住宅整備費	9,553,834	235,285	9,789,119	県営住宅整備事業費

【予算に関する説明書 24頁】

(4) 地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中元 金償還見込額		
県営住宅事業会計	千円 (50,402,945) 60,433,365	千円 (44,421,648) 54,981,218	補正前の額	千円 5,159,000	千円 (7,525,830) 6,588,872	千円 (42,069,818) 53,566,346
			補正額	15,000	-	
			計	5,174,000	(7,525,830) 6,588,872	
1 普通債	(50,196,945) 60,227,365	(44,215,648) 54,775,218	補正前の額	5,159,000	(7,525,830) 6,588,872	(41,863,818) 53,360,346
			補正額	15,000	-	
			計	5,174,000	(7,525,830) 6,588,872	
(1) 土木	(50,196,945) 60,227,365	(44,215,648) 54,775,218	補正前の額	5,159,000	(7,525,830) 6,588,872	(41,863,818) 53,360,346
			補正額	15,000	-	
			計	5,174,000	(7,525,830) 6,588,872	
2 災害復旧債	206,000	206,000	補正前の額	-	-	206,000
			補正額	-	-	
			計	-	-	
(1) 土木	206,000	206,000	補正前の額	-	-	206,000
			補正額	-	-	
			計	-	-	

備考 () は満期一括償還に係る積立額を元金償還見込額に含めた額を示す。

44 神奈川県道路公社定款の変更の概要

(1) 変更の趣旨

神奈川県道路公社が県道本町山中線において、道路を新設・改築して料金を徴収する業務の終了に伴い、定款変更に関し、地方道路公社法の規定に基づき、国土交通大臣に認可を申請するものである。

(2) 変更の内容

県道本町山中線の項を削除する。（第17条関係）

45 県立特別支援学校における給食費等の負担軽減について【教育委員会関係】

11款 教育費 7項 保健体育費

⑨ 学校給食等物価高騰対応費

(1) 目的

栄養バランスや量を保った学校給食等を維持する。

(2) 内容

県立特別支援学校の給食費及び寄宿舍食費の物価高騰分を負担する。

(3) 予算額 12,711千円

【議案（条例その他 その3）18頁 定県第57号議案】

46 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づく再編・統合による県立の高等学校の設置等を行うため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

県立高校改革実施計画（Ⅱ期）に基づき、再編・統合を行い、県立高等学校3校を新校として設置する。（別表第1関係）

新校の名称及び位置	再編・統合の対象校の名称及び位置
神奈川県立横浜瀬谷高等学校 (横浜市瀬谷区東野台29番地の1)	神奈川県立瀬谷高等学校 (横浜市瀬谷区東野台29番地の1)
	神奈川県立瀬谷西高等学校 (横浜市瀬谷区中屋敷2丁目2番5号)
神奈川県立相模原城山高等学校 (相模原市緑区城山一丁目26番1号)	神奈川県立相模原総合高等学校 (相模原市緑区大島1,226番地)
	神奈川県立城山高等学校 (相模原市緑区城山1丁目26番1号)
神奈川県立逗子葉山高等学校 (逗子市桜山5丁目24番1号)	神奈川県立逗子高等学校 (逗子市池子4丁目1,025番地の1)
	神奈川県立逗葉高等学校 (逗子市桜山5丁目24番1号)

(3) 施行期日

令和4年11月1日。ただし、県立高等学校の項を削る規定は、令和5年4月1日。

47 令和4年度一般会計6月補正予算債務負担行為について【警察本部関係】

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(追加)

事 項	限 度 額	区 分	期 間	金 額	左 の 財 源 内 訳		
					特定財源		千円
津久井警察署新築 工事費	千円 695,245	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 -	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	521,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和5年度	695,245		そ の 他	-
						一般財源	174,245
民間活力導入型交 番新築工事費	千円 460,345	前年度末 までの支出 (見込)額		千円 -	特定財源	国庫支出金	-
						県 債	291,000
		当 該 年 度 以 降 の 支 出 予 定 額	令和4年度 ～ 令和5年度	460,345		そ の 他	-
						一般財源	169,345

48 神奈川県暴力団排除条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

暴力団排除の一層の強化を図るため、暴力団排除特別強化地域制度の導入について、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

ア 特定営業及び暴力団排除特別強化地域の選定（第2条関係）

暴力団員から用心棒料やみかじめ料を要求されやすい業種を特定営業とし、特定営業を営む者を特定営業者とする。また、暴力団排除を特に強力に推進する必要がある地域を選定し、「暴力団排除特別強化地域」とする旨の規定を追加する。

イ 暴力団排除特別強化地域において禁止する行為の追加（第26条の3及び4関係）

特定営業者は暴力団員から用心棒の役務の提供を受け、用心棒料やみかじめ料として利益を供与してはならない旨の規定を追加する。また、暴力団員は特定営業者に対し用心棒の役務を提供し、用心棒料やみかじめ料として利益の供与を受けてはならない旨の規定を追加する。

ウ 罰則の範囲の拡大（第32条第1項関係）

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処す罰則の範囲を、暴力団排除特別強化地域において禁止する行為を行った者に拡大する。

エ 自首減免規定（第32条第2項関係）

特定営業者による違反事実の申告を促すため、捜査機関に自首してきた場合は、罰則を減軽又は免除することができる旨の規定を追加する。

(3) 施行期日

令和4年11月1日

49 神奈川県道路交通法関係手数料条例の一部を改正する条例の概要

(1) 改正の趣旨

道路交通法の一部改正等により認知機能検査方法の一部が改正されたことに伴い、認知機能検査員講習手数料の額を改定するため、所要の改正を行うものである。

(2) 改正の内容

認知機能検査員講習手数料を改定する。（別表第1関係）

(3) 施行期日

公布の日

50 警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約の内容

- | | |
|---------------|--|
| (1) 工 事 名 称 | 警察本部庁舎無停電電源装置更新工事請負契約 |
| (2) 工 事 場 所 | 横浜市中区海岸通2-4 |
| (3) 請負契約者名 | 協同電気株式会社
代表取締役 西 堀 達 也 |
| (4) 請負契約金額 | 7億7,843万7,000円 |
| (5) 工事着手年月日 | 議会の議決に付すべき事件等に関する条例第2条の規定による議会の議決があった日から7日以内 |
| (6) 工事完成予定年月日 | 令和6年2月28日 |

51 動産の取得の内容

- | | |
|------------|-------------------------------|
| (1) 品目及び数量 | 航空機「はまかぜ」用ヘリコプターテレビシステム一式 |
| (2) 契約者名 | 株式会社東通インターナショナル
代表取締役 伊藤 章 |
| (3) 契約金額 | 3億3,330万円 |
| (4) 納入期限 | 令和5年3月17日 |
| (5) 契約の方法 | 一般競争入札 |